秋田市公共施設等総合管理計画策定支援業務委託仕様書

1　業務名

秋田市公共施設等総合管理計画策定支援業務（以下「本業務」という。）と称する。

2　本業務の概要

本業務は、平成26年４月22日付けで総務省が定めた「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に従い、本市が所有する公共施設等について、ファシリティマネジメントの概念による全体の総量規制およびライフサイクルコストの低減等を含む施設管理の最適化を推進するため、現在の公共施設等の配置状況、設置目的、利用者数、稼動状況、維持管理費用および老朽化等の現状を施設類型ごとに分析し、公共施設等の現状と課題を整理し、さらに、その成果を踏まえ、公共施設等の将来のあり方に関する基本方針を定め、公共施設等の再編方針を含む公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行っていくための秋田市公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）の策定を支援するものとする。

また、公共施設等の現状把握のためのデータ収集は、平成26年４月30日付け総務省通知「今後の地方公会計の整備推進について」等を受け、統一的な基準による財務書類の作成に必要となる固定資産台帳整備の支援と併せて行うとともに、本計画の策定後における公共施設等のマネジメント（以下「公共施設等マネジメント」という。）に関して、全庁的な情報共有および執行管理を行うための公共施設等マネジメントシステムを構築するものとする。

3　委託期間等

(1) 本業務の委託期間は、契約締結日から平成29年３月24日まで（平成26年度から平成28年度までの３か年継続事業）とする。

(2) 履行期間内に提出を求める成果物等の納期限は、協議により別途定める。

4　対象施設

本業務の対象施設は、本市が所有する公共施設、公用施設その他の建築物その他の工作物とする。

5　業務支援の内容および作業手順その他作業要領

(1) 固定資産台帳整備の支援

本業務では、公共施設等の情報収集と併せて、新しく総務省から示された統一的な基準による財務書類の作成に必要な固定資産台帳の整備を専門的見地から支援するものとする。

ア　対象資産

固定資産台帳の整備（以下「台帳整備」という。）の対象となる資産は、統一的な基準による財務書類の作成に必要な固定資産全てとする。

【参考】本市における対象資産の規模（平成25年度末）

・土地　約15,600筆
・建築物　約 2,400棟
・工作物（一部）　約 4,200件
・道路　約 7,400路線（総延長約2,000km）
・物品（50万円以上）　約 2,800件

イ　年度ごとのスケジュール

平成26年度　台帳整備に向けた準備業務
平成27年度　台帳整備
平成28年度　固定資産台帳の更新

ウ　作業の要領

台帳整備に当たっては、平成26年９月30日付けで総務省が定めた「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」に即して行うこと。

なお、総務省からＱ＆Ａを含むマニュアル全体が公表された場合は、それに即して行うこと。

(ｱ) ワーキンググループおよび庁内説明会の開催、財産所管課への個別説明・支援

台帳整備を円滑に進めるため、本市と協議の上、ワーキンググループおよび庁内への説明会を開催するとともに、必要に応じて、各財産所管課に個別説明を行う。開催に当たっては、資料の作成および議事録の作成を行う。

なお、会場の準備および資料の印刷（増刷）は、本市が行う。

(ｲ) 各種台帳の確認および財産所管課へのヒアリング

専門的立場から本市が保有する各種台帳の整備状況の確認を行い、固定資産の洗い出しに必要な書類等の調査および準備の支援を行う。

また、財産所管課へのヒアリングを通じて、固定資産の洗い出しに必要な情報の集約を行う。

(ｳ) 整備方針およびスケジュール（案）の作成

固定資産の継続的な管理の実現可能性、将来的な固定資産台帳の活用可能性等を勘案し、固定資産の調査を行う際の管理資産単位の設定等の整備方針およびスケジュールを作成する。

(ｴ) 固定資産台帳整備マニュアルの作成

固定資産の調査等が効率的に行えるよう十分配慮した固定資産台帳整備マニュアルを作成する。

(ｵ) 入力フォーマットおよびデータベース等の提供

固定資産台帳の入力フォーマットは、総務省が示した基本項目を網羅す

るとともに、本計画に必要な追加項目についても、本市と協議の上、追加するものとする。

また、台帳整備を効果的かつ効率的に行うため、本業務が終了するまでの間、本市の行政ネットワークに接続する端末等を活用して固定資産データ等の入力・閲覧を可能とするデータベース等を提案・提供するものとする。

なお、作業用データベースの提案は、本市で整備済の各種台帳システムが保有するデータ等を直接取り込む機能を有するなど、関係職員による入力作業の軽減に十分配慮したシステム提供に努めるものとする。

(ｶ) 固定資産台帳データの加工および引渡し

本市では、整備後の固定資産台帳の更新および統一的な基準による財務書類の作成を別途整備する財務会計システム等で行う予定であることから、当該業務の終了後、固定資産台帳のデータを本市が求める形式に加工し、遅滞なくかつ確実に引き渡すものとする。

(ｷ) 台帳整備に係る疑問点に関する指導・助言

台帳整備に当たって生じる疑問点に随時対応し、回答する。

(ｸ) 固定資産台帳の管理、更新に係る方針およびマニュアルの作成

固定資産の管理および更新が継続的に行えるよう十分配慮した方針ならびに整備マニュアルを作成する。

(ｹ) 台帳整備に係る全体進行管理

台帳整備に係る業務が円滑に行えるよう全体の進行管理を行う。

(ｺ) その他台帳整備に必要な作業

(2) データ分析および固定資産台帳の補正

公共施設等所管各課所室に依頼して入力された固定資産台帳の内容を確認し、本計画の策定と統一的な基準による財務書類の作成に共有可能なデータ群を整理する。

この際に、本計画の策定に必要となる公共施設等の情報に不足が認められた場合は、本市と協議し、改めて当該公共施設等の所管各課所室からのヒアリングを行うなど、固定資産台帳の補正と公共施設等のデータ補完を行うものとする。

(3) 公共施設等マネジメントの条件整理および施設別コスト要件の整理

公共施設等の現状評価および分析に先立ち、本市における今後の公共施設等マネジメントの導入目的および前提条件を整理するものとする。この場合においては、本市が提供する従来からの公共施設等の取組情報、関連計画等の内容を踏まえ、本業務の遂行に関する作業計画書、設計書等の原案を作成し、本市と協議して方針を整理するものとする。

また、公共施設等類型ごとの行政コスト試算を行うための要件および項目についても整理し、提案するものとする。

(4) 公共施設等の現状整理

ア　市の概要整理

本市の公共施設等を取り巻く状況把握に向けて、人口・世帯の状況、財政状況等を分析し、公共施設等の維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費を見込むとともに、市の概要等を次のとおり整理する。

(ｱ) 人口動向

(ｲ) 財政状況

(ｳ) 公共施設等の築年別整備状況

(ｴ) 更新費用の試算および推計

イ　地域別人口推計

地域別に階層別将来人口の推計を行うものとする。別途、推計済みデータがある場合は、これを引用することを可とする。

ウ　中長期財政見通し（歳入・歳出全体）

人口推計結果又は本市との協議により設定した前提条件に基づき、歳入と歳出についての財政シミュレーションを実施するものとする。別途、推計済みデータがある場合は、その整合性を確認するものとし、また、これに時点修正等を加えて引用することを可とする。

エ　公共施設等の現状把握

(ｱ) 公共施設等の現状分析

固定資産台帳および公共施設等の補完データから得られる土地・建築物の情報を用いて、本市が所有する公共施設等の現状分析を行うものとする。

(ｲ) 他自治体との公共施設等総量比較・分析

総務省自治財政局の「公共施設状況調」から得られる情報又は本市との協議を経て実施するアンケート照会等から、全国の同等規模の自治体との公共施設等総量比較、分析等を行うものとする。

(5) 公共施設等の調査

公共施設等のうちいわゆるハコモノ資産については、固定資産台帳のデータと併せて、平成25年度の「秋田市市有建築物中長期保全計画」策定時のデータ活用を図るものとし、道路、橋梁、公園、上下水道等のいわゆるインフラ資産については、別途、本市と協議・連携しながら、所管部署から資料収集し、インフラ資産基礎資料を作成するものとする。

また、既に「長寿命化計画」等の個別計画を策定済みのインフラ資産等については、併せてその計画を解析し、本計画と当該個別施設計画との整合性および必要に応じた合理的な見直しが図られるよう、関連性を整理するものとする。

(6) 公共施設等分類および地区別整理

固定資産台帳および公共施設等の補完データ等を活用し、公共施設等に関す

る情報（以下「施設情報」という。）を施設類型ごとに分類・整理する。併せて、公共施設等の再編方針等（以下「施設再編方針等」という。）の検討材料として活用できるよう、各公共施設等の位置関係を体系的に網羅する地区別の施設配置状況表（以下「地区別施設配置状況表」という。）を作成するものとする。

この場合においては、表又はグラフの挿入をはじめグラフィック機能の活用など、一般市民にも現行の公共施設等の配置バランス等が視覚的に捉えられるよう、資料の製作に最大限の創意工夫を施すものとする。

(7) 施設情報と行政コスト等との整理・統合

本市が所有する公共施設等の現状の取りまとめと課題の洗い出しに向けて、施設類型ごとに分類・整理した施設情報、地区別施設配置状況表、施設別の行政コスト試算結果等を統合し、施設類型ごとの各公共施設等の利用率、運営コスト等による順位付けを明確にするものとする。

併せて、施設再編方針等の検討材料として活用するため、施設類型ごとの設置目的および施設用途の取りまとめと合わせて、類型施設間の利用率および運営コストも体系的に比較できるよう、資料を整理するものとする。

(8) 公共施設等の現状の取りまとめと課題の洗い出し

公共施設等マネジメントの導入目的および前提条件に即し、全国の同等規模の自治体等との施設総量比較、分析等を踏まえ、公共施設等の現状の取りまとめと課題の洗い出しを行う。

課題の抽出・提案に当たっては、公共施設等に対する工学的な知見を含めて、本市が目指す将来像およびそれぞれの公共施設等が担う役割のほか、老朽度合い等による公共施設等の現状等を踏まえながら、積極的かつ客観的な意見を提案するものとする。

なお、本計画に掲載すべき内容・事項については、施設再編方針等の論拠として効果的な説明に結び付けられるよう、本市と十分に協議して調整するものとする。

(9) 基礎的データの整理および分析

本市が所有する公共施設等の現状の取りまとめと課題の洗い出しを踏まえ、効果的な課題克服策を見出すため、公共施設等マネジメントの導入目的に即した具体的な公共施設等の評価方法を提案するとともに、本市との協議を経て、その施設評価を行うための基礎的データの整理および分析を行うものとする。

(10) 施設分類別の評価・解析

本市との協議によって定めた施設評価方法に従い、公共施設等の施設評価を実施し、その結果を、老朽度合い、運用コスト、公共施設等の重要度等の順に整理し、その現状が視覚的に分かりやすいような多軸的表現を用いて、施設類型ごとの整理を行うものとする。

(11) 目標値の検討および設定

公共施設等の現状および課題の洗い出し結果ならびに施設分類別の最終的な評価・解析結果をもとに、本市の将来にわたる人口の推計値、財政的制約、公共施設等の利用者の動向等を見据えながら、本市が目指すべき公共施設等の維持保全のあり方に関し、その具体的な目標値を算定する。

目標値の算定については、本市が目指す市の将来像、公共施設等が担う役割および老朽度合い等による現状等を客観的な立場から評価し、積極的な意見を提案するものとするが、本計画に掲載する内容および表現については、施設再編方針等の根拠として、論理的かつ効果的な説明に結び付けられるよう、本市と十分に協議して整理するものとする。

(12) 公共施設等マネジメント基本方針の検討および提案

本市が、将来目指すべき公共施設等の維持保全のあり方の目標を達成していくため、公共施設等のマネジメントの基本的な方針（以下「基本方針」という。）の検討および提案を行う。

ア　基本方針の検討

公共施設等の現状、課題、評価等を踏まえ、公共施設等マネジメントのあり方を基本方針(案)として取りまとめて提案し、これに基づき、本市との協議を経て基本方針を定めるものとする。なお、基本方針(案)は、本計画に示された目標値の達成に即し、かつ、実現可能性の高い内容を提案するよう努めること。

イ　今後の進め方の提案

基本方針の決定を経て、当該方針に沿った今後の進め方等についてその方策を提案するものとし、これに基づき、今後の進め方を本市と協議するものとする。

(13) 本計画の推進、具現化のための仕組み・体制の検討および提案

本市が目指すべき公共施設等の維持保全のあり方に関する目標の設定およびその基本方針の決定を経て、本計画を具現化するための仕組み・体制のあり方等について提案し、これに基づき、本市との協議を経て決定するものとする。

ア　公共施設等の再配置に関する計画（以下「公共施設等再配置計画」という。）の策定方針の提案および協議

これまでの検討結果を踏まえ、公共施設等再配置計画の策定方針を提案し、協議するものとする。

イ　職員説明会の開催

公共施設等再配置計画の策定方針については、関係課所室等の職員向けに説明会を開催し意見を募るなどしながら、全庁的な合意形成、相互理解等の醸成に配慮した取組を行うものとする。

ウ　職員プロジェクトチームへの同席および助言

必要に応じて公共施設等再配置計画の策定のための職員プロジェクトチームを設置する際には、これに同席し、合意形成および相互理解をサポートし

ながら助言するものとする。

エ　公共施設等再配置計画の素案の作成

職員の合意形成および相互理解による検討結果を受けて、公共施設等再配置計画の素案を作成するものとする。

(14) 本計画の取りまとめ

これまでの作業結果を踏まえ、本市との十分な協議を経ながら本計画および概要版の作成を行うものとする。なお、本計画の作成に当たっては、できるだけ図表又はグラフを活用し、市民にも分かりやすい表現に努めること。

(15) 職員研修等

本計画を取りまとめた際には、その内容に沿って、職員の公共施設等に関する意識を高めることを趣旨とする職員研修等を実施し、本計画の策定趣意の周知に努めるものとする。なお、研修会場の手配および研修資料の印刷は、本市において実施する。

6　公共施設等マネジメントシステムの構築

本業務では、本計画策定後の公共施設等の長寿命化に向けた予防保全対策の執行管理をはじめ、定期的な計画のローリングを支援するための公共施設等マネジメントシステム（以下「システム」という。）の構築を予定している。

システムの構築は、原則として財務シミュレーションソフト等の一般に公開されているパッケージソフト等を購入し、本市向けにカスタマイズして活用する方法を想定していることから、導入を予定しているアプリケーションソフト名、初期導入費用、本計画策定後の保守管理費用等について、あらかじめ企画提案書に明記し提案するものとする。

また、既に自社で開発済みのアプリケーションソフト等を有し、本市に最適と思われるシステム活用の提案がある場合は、別途、企画提案書にその旨を明記し、システムの特徴又は優位性を紹介するものとする。

なお、システム導入に関する詳細の仕様、本市の行政ネットワークの活用に関するセキュリティポリシー等については、別途、本市と協議して決定するものとする。

7　その他の留意事項

(1) 本業務の遂行基準

受託者は、本業務を遂行するに当たり、専門的知識を有する主任技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要するものについては、相当の能力および経験を有する技術者を配置するものとする。

(2) 提出書類

受託者は、本業務の着手に先立ち、速やかに次の書類を本市に提出し、その承認を得るものとする。

ア　業務着手届
イ　業務実施計画書・ 業務工程表
ウ　技術者の選任届
エ　その他本市が指示する関係書類

(3) システムのプログラムに関する権利

システムにおけるプログラムの権利等については、次のとおりとする。

ア　著作権は、開発元に帰属するものとする。

イ　システムのプログラムは、受託者から「ソフトウェアパッケージ」として、本市に対し提供するものとする。

ウ　開発元は、本市がこのシステムを破棄するまでの間、その使用権を承認するものとする。

エ　本市が別途拡張機能等を追加する場合には、開発元の承諾を受けるものとする。

(4) 禁止行為

ア　システムの導入に当たり、禁止事項を定め、本市および受託者はこれを行ってはならないものとする。ただし、特に必要が生じ書面により通知の上で本市と受託者とが協議し合意を得た場合は、この限りでない。

イ　アに規定する本市の禁止事項は、次のとおりとする。

(ｱ) システムの他への譲渡および使用の許諾
(ｲ) システムの取扱説明書の複製
(ｳ) システムの機密又は知識の漏えい
(ｴ) システムを転貸すること。
(ｵ) プログラムの改変等

ウ　アに規定する受託者の禁止事項は、次のとおりとする。

システムを納入するに当たって知り得た本市の一切の情報について、第三者に漏えいすること。

エ　イおよびウに掲げる行為を無断で行って損害を与えた場合は、与えた損害の範囲内で賠償の義務を負うものとする。

(5) 成果品の瑕疵(かし)

納品の後、成果品に瑕疵が発見された場合は、本市の指示に従い、必要な処置を受託者の負担において行うものとする。

(6) 成果品の検査

受託者は、本業務が完了したときは、遅延なく成果品を業務完了届とともに本市に提出し、成果品については主任技術者立会いの上、本市の検査員による検査を受けるものとする。

(7) 機密保持

受託者は、本業務において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示し、もしくは漏えいしてはならないも

のとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

(8) 疑義の決定

諸規程および本仕様書に明示されていない事項および疑義が生じた事項については、その都度本市と受託者との協議の上、受託者は、本市の指示に従って本業務を遂行するものとする。

8　成果品

本業務において納入すべき成果品は、次のとおりとする。

(1) 公共施設等総合管理計画	２部
(2) 公共施設等総合管理計画（概要版）	２部
(3) 基本方針	２部
(4) 公共施設等再配置計画素案	２部
(5) 公共施設等マネジメントシステム	一式
(6) 固定資産台帳整備方針	一式
(7) 固定資産台帳整備マニュアルおよび管理・更新マニュアル	一式
(8) 固定資産台帳整備データ	一式
(9) システム操作マニュアル	２部
(10) ハードウェア等	一式
(11) (1)～(4)、(6)、(7)、(9)の電子データ（CD-R等）	一式